平成２１年（フ）第５５５号
兵庫県芦屋市若葉町６番２―1511号
債務者　谷本　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７９号
兵庫県尼崎市常松１丁目14番２―209号
債務者　松本　美子
1　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第５７号
兵庫県宍粟市波賀町上野1450番地
債務者　岡前　潔江
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第５８号
兵庫県たつの市新宮町鍛冶屋722番地
債務者　山下　道明
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第６１号
兵庫県佐用郡佐用町小山163番地
債務者　山内千代美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１９９号
鳥取県鳥取市叶237番地、旧住所鳥取県八頭郡智頭町大字市瀬1032番地
債務者　岩田ゆかり（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０２号
鳥取県鳥取市青谷町吉川94番地２
債務者　中島　　修
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０３号
鳥取県鳥取市青谷町吉川94番地２
債務者　中島由利子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２０７号
鳥取県鳥取市吉成109番地13
債務者　坂本由美子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１３号
鳥取県鳥取市西品治296番地１　ペイブコートＡ102号、旧住所鳥取県鳥取市西品治148番地１　ネクサス148―105号
債務者　小林　茂樹
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１５号
鳥取県八頭郡八頭町野町258番地
債務者　北村　真美
1　決定年月日時　平成21年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９１号
広島市中区舟入本町14番22号
債務者　大田　和義
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７３５号
広島市中区舟入本町14番22号
債務者　大田真由美
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３４号
広島市安佐南区山本３丁目１―23第二福永ビル101号、住民票上の住所広島市西区南観音１丁目５番45―102号
債務者　入江　繁夫
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９４１号
広島市東区戸坂新町２丁目13番23―501号
債務者　河野キリエ
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１０１７号
広島県安芸郡熊野町萩原７丁目７番１―102号
債務者　林　　祐次
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１１７号
広島市南区宇品西２丁目５番４―202号親和荘
債務者　戸田四志男
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１９２号
広島市安佐南区東原３丁目24番15―102号
債務者　井手　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
広島地方裁判所民事第４部